# IASB<sup>®</sup> Update



From the International Accounting Standards Board

# IASB Update 2021 年 11 月

IASB Update は、国際会計基準審議会(IASB)の予備的決定を示している。これらの決定の影響を受けるプロジェクトは、<u>作業計画</u>で見ることができる。IFRS®基準、修正及びIFRIC®解釈指針に関するIASB の最終的な決定は、IFRS 財団の<u>「デュー・プロセス・ハンドブック」</u>に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

IASB は 2021 年 11 月 15 日から 19 日に会議を行った。

# 目 次

#### 作業計画の概要

• IASB 作業計画のアップデート(アジェンダ・ペーパー8)

#### リサーチ及び基準設定

- 動的リスク管理(アジェンダ・ペーパー4)
- IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」及び IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の適用後レビュー(アジェンダ・ペーパー7)
- 料金規制対象活動(アジェンダ・ペーパー9)
- のれんと減損(アジェンダ・ペーパー18)
- 基本財務諸表(アジェンダ・ペーパー21)
- IFRS for SMEs 基準の第 2 次包括レビュー(アジェンダ・ペーパー30)

# 戦略及びガバナンス

● 第3次アジェンダ協議(アジェンダ・ペーパー24)

# 作業計画の概要

# IASB 作業計画のアップデート(アジェンダ・ペーパー8)

#### 適用後レビュー

IASB は 2021 年 11 月 16 日に会合し、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」、IFRS 第 16 号「リース」並びに IFRS 第 9 号「金融商品」の減損及びヘッジ会計の要求事項の適用後レビュー(PIR)の時期について検討した。

IASB は、2022 年後半に次のことを行うことを決定した。

- IFRS 第 15 号及び IFRS 第 9 号の減損の要求事項の PIR を開始する。
- IFRS 第 16 号及び IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項の PIR を開始する時期を検討する。

# 関連情報

# IASB Update ニュース レターのアーカイブ

過去の IASB Update は **こちら** 

#### 要約のポッドキャスト

過去の IASB ボード会議 の要約のオーディオ(ポ ッドキャスト)は **こち ら**  12 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

## 次のステップ

IASB は次のことを行う予定である。

- IFRS 第 15 号及び IFRS 第 9 号の減損の要求事項の PIR のプロジェクト計画について議論する。
- 2022 年後半に、IFRS 第 16 号及び IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項の PIR を開始する時期 を検討する。

# リサーチ及び基準設定

# 動的リスク管理(アジェンダ・ペーパー4)

IASB は 2021 年 11 月 19 日に会合し、作成者との会合で識別された課題に対処するための動的リスク管理モデル(DRM モデル)の精緻化について議論した。

#### DRM の精緻化ーリスク限度(アジェンダ・ペーパー4A)

企業がリスク管理戦略を DRM モデルにより良く反映できるようにするため、IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 目標プロファイルの定義を改訂して、現在の正味オープン・リスク・ポジションが企業のリスク 管理戦略と整合的でありつつ変動することのできる範囲(リスク限度)とする。
- b. DRM モデルに「リスク軽減の意図」の要素を導入する。これは企業がデリバティブを使用して 軽減することを意図するリスクの程度を表す。
- c. ベンチマーク・デリバティブの構築についての要求事項を改訂して、ベンチマーク・デリバティブがリスク軽減の意図を表すようにする。
- d. 企業が金利の変動による価格改定リスクを軽減し目標プロファイルを達成するために DRM モデルを使用することを確保するための将来に向かっての評価を、予想外の変化から生じた不一致をDRM モデルに反映させるための同様の遡及的な評価とともに、導入する。

12 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

## DRM モデルにおける早期償還可能な資産の一部分の指定(アジェンダ・ペーパー4B)

IASB は、企業が早期償還可能な資産のポートフォリオの一部分を指定することを認めるための DRM モデルの追加的な精緻化を行わないことを暫定的に決定した。

12 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

#### 次のステップ

IASB は、アウトリーチのフィードバックから識別される他のトピックに関して追加のアクションを行うべきかどうかを検討する。

IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」及び IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の適用後レビュー(アジェンダ・ペーパー7)

IASB は 2021 年 11 月 16 日に会合し、次のことを決定した。

- IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」及び IFRS 第 12 号「他の 企業への関与の開示」の適用後レビューから生じた 2 つのトピックについて、追加のアクション を行うべきかどうか
- 適用後レビューを完了すべきかどうか

IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号の適用後レビューから生じたトピックについて追加のアクションを行うことを決定する前に、IASB は、適用後レビューからのフィードバックに基づいて追加のアクションを行うべきかどうかの決定について戦略の追加的な諸側面を開発することを決定した。

#### 次のステップ

IASB は今後の会議で戦略について議論する。

# 料金規制対象活動(アジェンダ・ペーパー9)

IASB は 2021 年 11 月 15 日に会合し、公開草案「規制資産及び規制負債」に対するフィードバックについての議論を完了した。(当該公開草案は、規制資産及び規制負債を会計処理するためのモデルに関しての IASB の提案を示している。新しい IFRS 基準書として公表される場合、当該提案は IFRS 第 14 号「規制繰延勘定」を置き換えることになる。)

IASB は何も決定を求められなかった。

#### 次のステップ

IASBは今後の会議で提案の再審議の計画について議論する。

# のれんと減損(アジェンダ・ペーパー18)

IASB は 2021 年 11 月 16 日に会合し、IFRS 第 3 号「企業結合」における開示要求の改善についての IASB の予備的見解の諸側面を再審議した。(ディスカッション・ペーパー「企業結合 一 開示、のれん及び減損」は、この事項に関しての IASB の予備的見解を示している。)

# 企業結合から生じる期待されるシナジー(アジェンダ・ペーパー18A)

IASB は、(a) シナジーの金額又は金額の範囲の見積り、及び(b) シナジーがいつ実現すると見込まれるかの開示を企業に要求するという予備的見解に対するフィードバックの諸側面について議論した。

コメント提出者から指摘された実務上の懸念をより良く理解するために、IASB は利害関係者と事例のテストをしている。それらの事例をテストする目的上、IASB は事例は次のことに関する情報の開示を例示すべきであると決定した。

- a. 性質別に分解した期待されるシナジーの合計額(例えば、収益合計、コスト合計及び他の種類のシナジーについての合計)
- b. シナジーから期待される便益がいつ開始するのか及びどれだけ続くのか (これには、それらのシナジーが一時的と見込まれるのか経常的と見込まれるのかを企業が識別することが必要となる)

12 名の IASB メンバーのうち 11 名がこれらの暫定的な決定に賛成した。

IASB は次のことも暫定的に決定した。

- a. 「シナジー」を定義しない。
- b. 予備的見解の他の具体的側面に対するフィードバックの結果として予備的見解に変更を行わない。 12 名の IASB メンバーのうち 11 名がこれらの暫定的な決定に賛成した。

#### 取得した事業の寄与(アジェンダ・ペーパー18B)

IASB は、次のことを暫定的に決定した。

- a. IFRS 第 3 号の B64 項(q)における要求を維持する。
- b. IFRS 第 3 号の B64 項(q)(ii)における要求の目的を説明するが、B64 項(q)(ii)で要求している情報をどのように作成すべきかについてのガイダンスは設けない。

12 名の IASB メンバーのうち 11 名がこれらの暫定的な決定に賛成した。1 名は欠席した。

IASB は、IFRS 第 3 号の B64 項(q)(ii)において、同項で要求している情報を作成する際に企業が適用する基礎は会計方針である旨を定めることを暫定的に決定した。12 名の IASB メンバーのうち 9 名がこの暫定的な決定に賛成した。1 名は欠席した。

IASB は、IFRS 第 3 号の B64 項(q)における「純損益」という用語を「営業損益」に置き換えることを暫定的に決定した。「営業損益」は IASB の基本財務諸表プロジェクトでの定義によるものとする。 12 名の IASB メンバーのうち 11 名がこの暫定的な決定に賛成した。1 名は欠席した。

IASB は、営業活動から生じたキャッシュ・フローに関する情報を開示するという要求を追加しないことを暫定的に決定した。12 名の IASB メンバーのうち 10 名がこの暫定的な決定に賛成した。1 名は欠席した。

#### 財務活動から生じた負債及び確定給付年金負債(アジェンダ・ペーパー18C)

IASB は、財務活動から生じた負債及び確定給付年金負債は負債の主要なクラスである旨を定める提案の開発に関する予備的見解に対するフィードバックについて議論した。IASB は、これらの負債が負債の主要なクラスである旨を定めるのではなく、次のように修正することによって予備的見解の目的を達成することを暫定的に決定した。

- a. IFRS 第 3 号の B64 項(i)を修正して、「主要な」という用語を削除する。
- b. IFRS 第 3 号に付属する設例の IE72 項を修正して、財務活動から生じた負債及び確定給付年金負債を、引き受けた負債のクラスとして例示する。

12 名の IASB メンバー全員がこの暫定的な決定に賛成した。

### 次のステップ

IASB は、今後の会議で IFRS 第 3 号における開示要求を改善すべきであるという予備的見解の再審議を継続する。

# 基本財務諸表(アジェンダ・ペーパー21)

IASB は 2021 年 11 月 16 日と 19 日に会合し、次のことによって公開草案「全般的な表示及び開示」における経営者業績指標についての提案のいくつかを再審議した。

- 経営者業績指標の定義について、次のことに焦点を当てて、引き続き議論した。
  - 業績の一側面についての経営者の見方 アジェンダ・ペーパー21A
  - 財務諸表外での一般とのコミュニケーション ― アジェンダ・ペーパー21B
- 経営者業績指標が財務業績の諸側面を財務諸表利用者に忠実に表現するという要求についての 議論 ーアジェンダ・ペーパー21C

#### 経営者業績指標 - 業績の一側面についての経営者の見方(アジェンダ・ペーパー21A)

審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. 「企業の財務業績の一側面についての経営者の見方を提供する」を経営者業績指標の目的として 維持する。12 名の IASB メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成した。
- b. また、「企業の財務業績の一側面についての経営者の見方を財務諸表利用者に伝える」を経営者 業績指標の定義において維持する。12 名の IASB メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成した。
- c. 収益及び費用の小計のうち財務諸表外での公開コミュニケーションに含めたものは、企業の財務 業績の一側面についての経営者の見方を表しているという反証可能な前提を設ける。12 名の IASBメンバー全員がこの決定に賛成した。
- d. 企業が(c)の前提に反証することを認めるのは、収益及び費用の小計が業績の一側面についての経営者の見方を表していないことを証明する合理的で裏付け可能な情報を企業が有している場合のみとする。12名のIASBメンバー全員がこれらの決定に賛成した。
- e. 企業が反証の裏付けとなる合理的で裏付け可能な情報を有しているかどうかを評価する方法についてハイレベルの適用指針を設ける。当該ガイダンスには、収益及び費用の小計が経営者業績指標であるかどうかの評価は全体としての当該小計について行われる旨の説明が含まれる。12名のIASBメンバー全員がこれらの決定に賛成した。

#### *経営者業績指標と一般とのコミュニケーションの範囲*(アジェンダ・ペーパー21B)

IASB は、経営者業績指標の定義を適用する目的で考慮する一般とのコミュニケーションの範囲を、 口頭でのコミュニケーション、原稿及びソーシャル・メディアの投稿を除外することによって狭めることを暫定的に決定した。

12 名の IASB メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成した。

#### 経営者業績指標 - 忠実な表現(アジェンダ・ペーパー21C)

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 経営者業績指標を利用者に誤解を与えない明瞭かつ理解可能な方法で記述するという要求を企業がどのようにして適用できるのかについての適用指針を追加する。当該ガイダンスは、使用した用語の意味及び適用した方法(特に、それらが IFRS 会計基準を適用した場合に使用するものと異なる場合)に関して企業に透明性があることの必要性を扱うことになる。
- b. 財務諸表における情報は忠実な表現を提供するという一般的な要求があるので、その要求を経営 者業績指標についての具体的な要求事項において繰り返す必要はない。

12 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

# 次のステップ

IASB は今後の会議で本プロジェクトの提案を引き続き再審議する。

# IFRS for SMEs 基準の第 2 次包括レビュー(アジェンダ・ペーパー30)

IASB は 2021 年 11 月 19 日に会合し、IFRS for SMEs 基準の修正を提案すべきかどうか、及び提案する場合の提案方法について議論した。

#### **公開草案に向けて — IFRS 第 16 号「リース」(アジェンダ・ペーパー30A-30B)**

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. IFRS for SMEs 基準の第 20 章「リース」を変更せずに維持する。
- b. IFRS for SMEs 基準を IFRS 第 16 号「リース」に合わせるように修正することを、IFRS for SMEs 基準の将来のレビューにおいて検討する。

12 名の IASB メンバーのうち 7 名がこれらの決定に賛成した。

c. IFRS for SMEs 基準の第 20 章「リース」の認識及び測定の要求事項を変更せずにオペレーティング・リースについての開示要求を改善することを追求しない。

12 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

# 公開草案に向けて — IAS 第 19 号「従業員給付」 (2011) (アジェンダ・ペーパー30C)

IASB は次のことを暫定的に決定した。

a. IFRS for SMEs 基準の第 28 章における解雇給付についての認識の要求事項を IAS 第 19 号「従業 員給付」の 2011 年修正に合わせるための IFRS for SMEs 基準の修正を提案する。

12名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

b. IFRS for SMEs 基準の 28.24 項における会計方針の選択肢を維持する。

12 名の IASB メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成した。

#### 公開草案に向けて - 28.19 項で認めている簡素化(アジェンダ・ペーパー30D)

IASB は次のことを暫定的に決定した。

a. IFRS for SMEs 基準の 28.19 項の削除を提案する。

12 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

b. 利害関係者が IFRS for SMEs 基準の 28.19 項の削除に同意しない場合には、28.19 項の適用方法 を明確化する代替的な提案をコメント募集に含める。

12 名の IASB メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成した。

#### 公開草案に向けて — 修正を提案していないその他のトピック(アジェンダ・ペーパー30E)

IASB は、情報要請「IFRS for SMEs 基準の包括的レビュー」に対するフィードバックを考慮して、アジェンダ・ペーパー30E で識別されたトピックについて、開発費の認識及び測定を除いては、IFRS for SMEs 基準を変更せずに維持することを暫定的に決定した。アジェンダ・ペーパー30E は、IFRS for SMEs 基準で扱っていないトピック及びコメント提出者が IFRS for SMEs 基準に関して IASB に指摘したトピックに対するフィードバックを検討している。

12 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

IASB は、IFRS for SMEs 基準における開発費の認識及び測定の考え得る変更を今後の会議で検討することを決定した。

12 名の IASB メンバーのうち 8 名がこの決定に賛成した。

#### 次のステップ

IASBは今後の会議でプロジェクト提案を引き続き開発する。

# 戦略及びガバナンス

# 第3次アジェンダ協議(アジェンダ・ペーパー24)

IASB は 2021 年 11 月 15 日に会合し、情報要請「第 3 次アジェンダ協議」に対するフィードバックについて議論した。この情報要請は次のことについてのフィードバックを求めていた。

- IASB の活動の戦略的方向性及びバランス
- 2022 年から 2026 年の作業計画に追加することが考えられる財務報告の論点の優先度の評価の ための要件
- IASB の 2022 年から 2026 年の作業計画で優先することが考えられる新たな財務報告の論点

IASB は何も決定を求められなかった。

# 次のステップ

今後の会議で、IASB は、情報要請に対するフィードバックについて引き続き議論し、そこで提起された事項について決定を行う。

Note that the information published in this newsletter originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge. However, the Board, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。当審議会、 IFRS 財団、執筆者及び発行者は、本出版物の内容を信頼して行為を行うことにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因により生じたものであれ責任を負わない。

> じょうほう Copyright © IFRS Foundation コピーライト © IFRS 財団 ISSN 1474-2675